

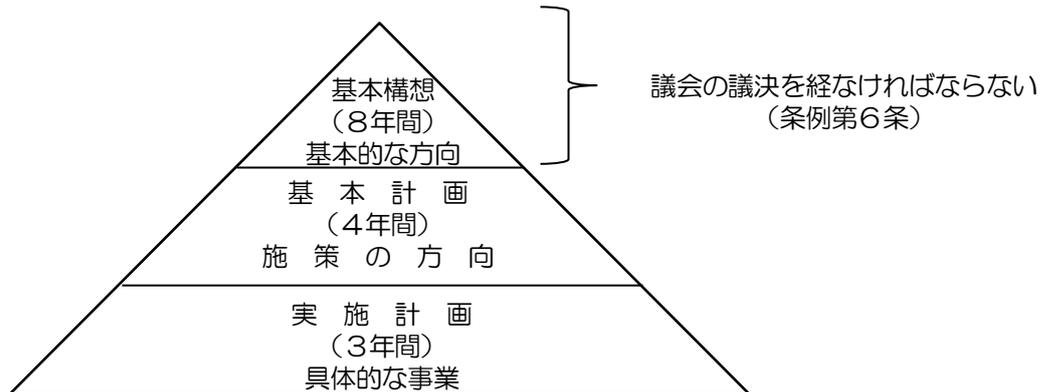
# 第5次吉田町総合計画について

## 総合計画とは

総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、まちづくりの基本的な方向性を示し、町の発展及び住民福祉の向上を図るための総合的な指針となる計画です。

策定根拠 吉田町総合計画の策定に関する条例

## 総合計画の構成（条例第4条イメージ図）



### 1 基本構想

「基本構想」は、町の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにします。

#### (1) 将来都市像

「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」

#### (2) まちづくりの基本理念

基本理念1 安全で安心して住み続けることのできるまちづくり

基本理念2 賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり

基本理念3 豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり

### 2 基本計画

「基本計画」は、「基本構想」を実現するために必要な7つの大綱を定め施策を体系化するとともに、社会経済情勢を見て4年間の計画を定めています。基本構想のはじめの4年を前期基本計画、5年目以降を後期基本計画といいます。

### 3 実施計画

「実施計画」は、「基本計画」を実現するための具体的な施策を定めています。個々の施策の実効性を確保する予算編成の具体的な指針で、計画期間を3年間とし、毎年度、事業の実績及び計画策定後の社会経済・財政状況、情勢等の変化に応じて修正、補正を行います。

※ 実施計画は、総合計画冊子には掲載していません。